

省 令

第三条第一項を削り、同条第二項中「近代化資金業務並びに一般資金業務及び保証債務業務」を「法第十一号第一号及び第三号に掲げる業務」に、「近代化資金業務」を「同条第一号に掲げる業務」に、「並びに一般資金業務及び保証債務業務」を「及び同条第三号に掲げる業務」に改め、同項を同条第一項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第十一号第一号に掲げる業務に関する経理には、前項各号に掲げる勘定を属させるものとする。

第三条第三項中「農業経営改善促進資金業務」を「法第十一号第四号に掲げる業務」に改める。

附 則

この命令は、青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十一号）の施行の日（平成十二年十月一日）から施行する。

○総理府令第二号

信用金庫法の一部を改正する法律（平成十二年法律第八号）の施行に伴い、並びに不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第七号第五号及び不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第五条第一項の規定に基づき、不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成十二年九月二十九日

内閣総理大臣 森 喜朗

建設大臣 林 寛子

不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令

不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省令第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第十四号イ及びロ中「全国信用金庫連合会」を「信金中央金庫」に改める。

附 則

この命令は、信用金庫法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年十月一日）から施行する。

○法務省令第三十九号

法務省設置法（昭和二十二年法律第九十三号）第八条第五項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年九月二十九日

法務大臣 保岡 興治

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令

別表天津地方法務局の部長浜支局の款同支局の項中「東浅井郡の内 虎姫町 浅井町 びわ町」を「東浅井郡 別表名古屋法務局の部半田支局の款同支局の項中「半田市 知多郡の内 武豊町」を「半田市 知多郡の内 阿久比町 武豊町」に改め、同款木之本出張所の項を削る。

同款南知多出張所、常滑出張所及び東浦出張所の項を削る。

別表福島地方法務局の部白河支局の款同支局の項中「白河市 西白河郡」を「白河市 西白河郡 東白川郡」に改め、同款棚倉出張所の項を削る。

附 則

この省令中別表天津地方法務局及び福島地方法務局の部の改正規定は平成十二年十月二日から、別表名古屋法務局の部の改正規定は同月十日から施行する。

附 則

○大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、令第四号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十五条第一号及び第二項の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年九月二十九日

大蔵大臣 宮澤 喜一

厚生大臣 津島 雄一

農林水産大臣 谷 洋一

通商産業大臣 平沼 赳夫

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号二中（同法第十四条の三において準用する場合を含む。）を、又は第十四条の三に改め、同条第二号二中（同法第十四条の三において準用する場合を含む。）若しくは同法第十四条

附 則

この省令は平成十二年十月一日から施行する。

○文部省令第五十号

平成十二年九月二十九日

文部大臣 大島 理森

国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第六条の二及び第七条第二項の規定に基づき、国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令（昭和三十九年文部省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第八教育学部の項中、「特別教科（看護）教員養成課程」及び「看護教育」を削り、同表医学

部の項中、「○歯科口腔外科学」を

「○歯科口腔外科学

保健学科

△基礎看護学

△成人看護学

△地域看護学

△医療放射線技術学

△診療放射線技術学

△生体機能検査学

△病因・病態検査学

△基礎理学療法学

△障害理学療法学

△基礎作業療法学

△身体精神障害作業療法学

「○口腔外科学

看護学科

△基礎看護学

△母子看護学

△成人・老年看護学

△地域・老年看護学

△基礎検査学

△病態検査学

の六」を「若しくは第十四条の三（同法第十四条の六において準用する場合を含む。）」に改める。

第十三条中「一般廃棄物処理施設の構造又は規模」を「同条第一項第四号から第七号までに掲げる事項」に改める。

第十六条第三号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第四条の三に規定する許可証の写し」を「廃棄物処理法第八条第一項の規定による許可（同法第九条第一項の規定による許可を受けた場合にあっては、この規定による許可）を受けていることを証する書類」に改める。

附 則

この省令は平成十二年十月一日から施行する。

附 則

この省令は平成十二年十月一日から施行する。